静岡県立川根高等学校いじめ防止基本方針

令和８年９月１日改定

第１章　基本的な事項

１　いじめの定義

いじめとは「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとしては、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団から無視をされる。
・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、必ず複数の教員が情報を共有し、いじめられた生徒の立場に立って考える。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもある。いじめであるか判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。いじめられた生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすることを第一とする。

２　いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、ネット上での嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、心が深く傷つき、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることがあり、いじめの問題を集団の問題として捉えることも必要である。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、どの生徒にも、どこにでも起こりうるということを踏まえ、すべての生徒に向けた対応・指導が必要である。いじめは、未然に防止することが最も重要であり、普段の学校生活の中で、いじめが起こりにくい環境や人間関係を作り上げていく。

(1) いじめの未然防止

本校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、生徒が自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行っていく。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。アンケート調査や個人面接など、いじめを訴えやすい機会や場を作り、生徒や保護者からの訴えがあった場合、速やかに事実関係を確認し、いじめの有無を判断する。いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭が連携し、速やかに協力して対応していくよう努める。いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を検討する。

(3) 関連機関との連携

いじめの問題に学校、家庭の連携・協力だけでは十分対応しきれないと判断した場合は、教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、適切に対応する。

４　いじめの防止等のための達成目標

(1) いじめの未然防止のために、年間指導計画において、生徒が良好な友人関係を構築し、集団の中で信頼関係をつくることをめざす行事等を教育活動に位置づけ実施するとともに、生徒に対する調査において、心身の健康が好ましい状態であると判断できる。

(2) いじめの早期発見のために、普段から生徒の学校生活の状況を把握し気になる生徒は、いじめ対策委員会に報告し、定期的に職員全体で共有する。

(3) いじめまたはいじめと疑われる行為等の報告があった場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、その後の対応を決定する。

(4) いじめの事案が発生した場合は、解消するまで継続的に対応し、解消後も日常的に注意深く観察等をして再発しないよう留意する。

生徒・保護者　いじめ相談窓口：（川根高等学校　教頭）0547-57-2221

いじめ防止のための年間計画

月	対　象	取り組み	未然防止	早期発見
4	１学年生徒	・学校生活ガイダンス（人とのかかわり、いじめの定義、貴重品管理（入学時） ・心理テスト ・教育相談だより発行	○ ○	○ ○
5	全学年生徒 １学年生徒	・携帯安全教室 ・ＳＣによるカウンセリング（４月から６月頃）	○ ○	 ○
6	全学年生徒	・いじめ防止教室　（いじめ発生に関する理解） ・いじめ生徒アンケート調査、指導等	○ ○	 ○
9	全学年生徒	・生徒アンケート調査（レジリエンス)、指導等	○	○
	教職員	・いじめ防止マニュアル	○	○
10	保護者	・各学年ＰＴＡでのスマホ・ケータイの使用に関する資料配布と生徒育成課長による説明（オンライン）	○	○
11	２学年生徒	・修学旅行事前説明、実施	○	○
2	教職員	・大学教授による生徒理解のための研修会 ・いじめ生徒アンケート調査、指導等 ・教育相談だより	○ ○ ○	 ○
随時	各学年生徒	・学年通信を利用しての啓発、学年集会での講話	○	
随時	全学年生徒 職員	・ＳＣによる相談業務（放課後）	○	○
随時	全学年生徒	・保健室での相談業務	○	○
随時	全学年生徒	・ネットパトロールへの対応	○	○
毎週	全学年生徒	・スクリーニング会議	○	○
年２～３回	１、２年生	ＳＳＴ（人間関係づくり）	○	

第２章　組織の設置

１　名称

いじめ対策委員会（学校いじめ対策組織）

２　構成員

校長、副校長、教頭、生徒育成課長、１年学年主任、２年学年主任、３年学年主任、養護教諭を委員とする。

いじめまたはいじめと疑われる行為等の報告があった場合は、校長が判断するところにより、加害生徒及び被害生徒の担任、該当学年生徒課担当、部活動顧問等を加える。

いじめの内容によっては、専門的な見地からの意見をスクールカウンセラー等から聞き対応する。

３　役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって次の役割の中核を担う。

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
・いじめの相談・通報の窓口
・いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有
・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

※本校では、毎週定例で生徒育成会議を

第３章　いじめの防止

１　未然防止のための対策

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組む。そのためには、生徒が良好な友人関係を構築することが重要であり、すべての生徒が主体的に学習や学校行事に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを進める。

⑴ 道徳教育等

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

⑵ 生徒による自主的な活動

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

⑶ 保護者や地域との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するようにホームページなどにより啓発する。

(4) 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上

特に配慮が必要な生徒については当該生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的かつ日常的に行うとともに、事例検討などの教職員研修を行い教職員の資質能力の向上を図る。

(5) 学校評価による取組の改善

いじめ防止等のための取組に係る達成目標に対して、学校評価において目標の達成条項を評価する。

(6) 年間計画

主な実施内容として、職員研修、面接週間による生徒の個別面談、南麓祭における集団力の向上と人間関係づくり、生徒の人間関係に関する意識調査、いじめに関するアンケート等を実施する。

詳細は、別紙を参照する。

第４章　いじめの早期発見のための取組

１　基本的な考え方

日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の表情や態度、その変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、平常時のいじめ防止活動等により教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

２　生徒の実態把握

いじめに関するアンケート（年３回)、保護者アンケート、生徒の人間関係に関する意識調査、生徒面談（年２回）を実施し、人間関係のトラブル、いじめについての実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

３　相談体制の整備

スクールカウンセラーの協力を元に、保健指導主事・養護教諭中心に相談体制を整える。教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で日常に行われているＨＲ日誌等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。また、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携して対応する。

※本校では生徒育成会議を定期的に開催し、いじめの防止や早期発見に向けた情報の収集・記録・共有のほか、いじめ防止のための教員研修の企画・立案・運営等を行っている。

第５章　いじめに対する措置

１　基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、組織的に対応することを原則とする。その際、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

２　いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。共有するのは、①加害者と被害者、関係者、②時間と場所、③内容、④背景と要因等、実態把握に必要な事項を適切に判断し得た内容を共有する。その後、生徒課及び当該学年が中心となり、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、いじめ対策委員会において適切に判断する。いじめの発見・通報を受けた際のフローチャートについては、別紙を参照する。

学校がいじめと判断した場合は、静岡県教育委員会に報告する。

ネット上の不適切な書き込み等について、いじめと判断される行為が認められた場合、直ちに削除する措置をとり、加害生徒に対して指導を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談して対処する。

３　被害生徒への支援

被害生徒の気持ちに十分配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることを第一とするとともに、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して次の対応を行う。

・迅速に保護者に事実関係を伝える。
・事態の状況に応じて、複数の教職員で当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。
・必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりするなど、当該生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者・教育委員会など外部専門家の協力を得る。

４　加害生徒への支援

いじめは相手の気持ちを深く傷つける絶対に許されない重大なことであることをしっかりと理解させ、十分な反省を求めるとともに、加害生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。

・迅速に保護者に事実関係を伝え、保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を得る。

・状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
・教育上必要があると認めるときは、適切に、生徒に対して懲戒を加える。
・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者・教育委員会など外部専門家の協力を得る。

５　関係する集団（学級、学年、部活動）への指導・支援

次の指導・支援を行う。

・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
・集団（学級、学年、部活動）全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

６　いじめが「解消している」状態

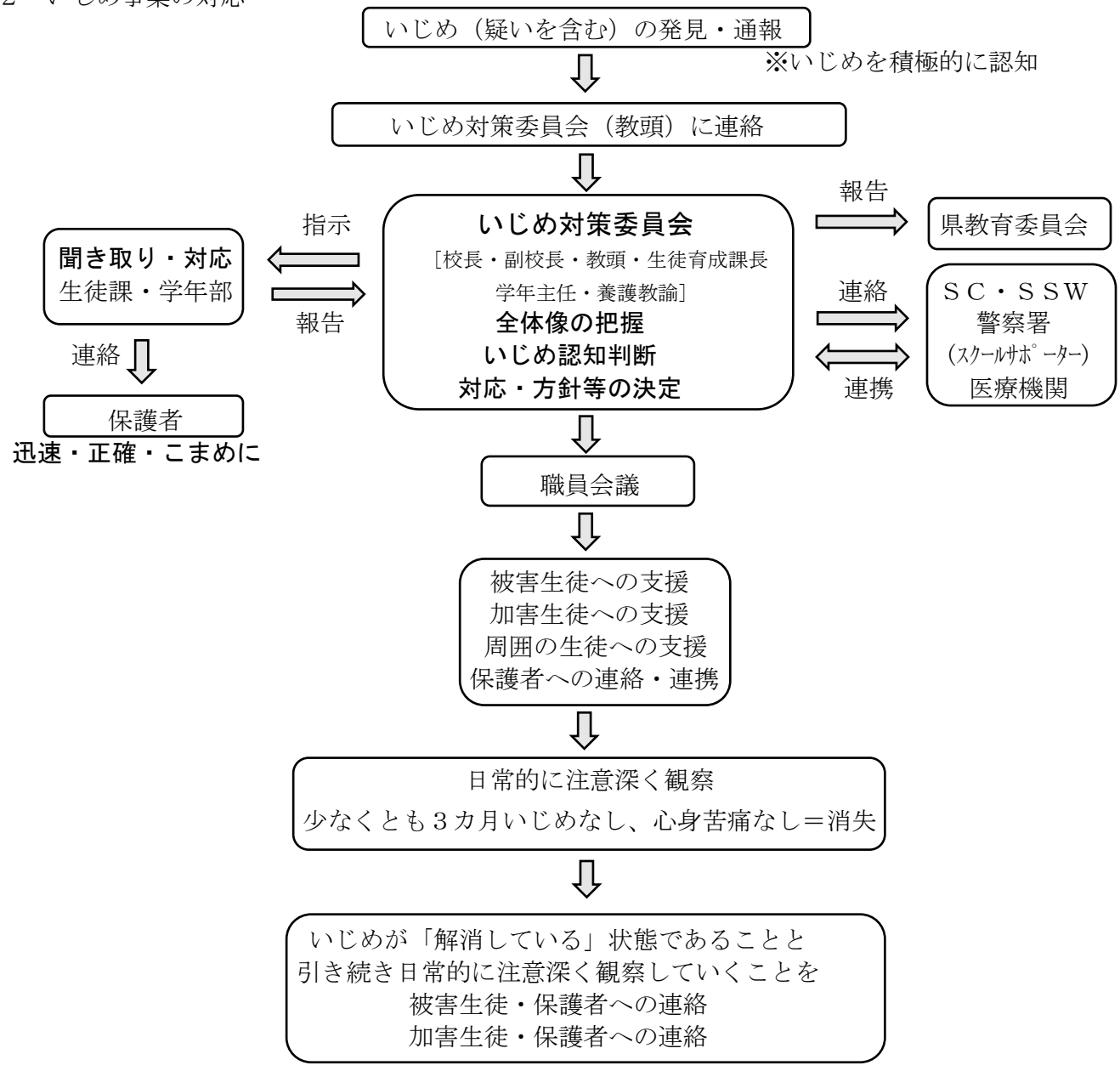
いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

いじめ対策委員会フローチャート

1　いじめ防止

未然防止	早期発見
道徳教育の推進 自主的活動（生徒会・ＨＲ） 保護者・地域への啓発 配慮を要する生徒への支援 教職員の資質向上 学校評価による取組改善 年間計画の作成と改善	日常の観察 平常時のいじめ防止活動（生徒育成課） アンケート（年３回） 面談 教育相談 家庭・地域からの情報

2　いじめ事案の対応



第６章　重大事態への対処

いじめの重大事態には『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和６年８月 文部科学省改訂）及び、『県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル』（令和７年３月 静岡県教育委員会）に基づき、対応をする。

１　重大事態のおさえ

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるものを言う。（自殺を企図した場合、精神性疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金銭を奪い取られた場合等）

→・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第 28 条第１項第１号）

・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第２号）

２　重大事態発生時の対応（後に記載のある「重大事態対応フロー図」参照）

学校は、重大事態が発生した際は、県知事まで重大事態が発生した旨を報告する。 重大事態発生時の初動対応においては、特に対象生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校において窓口になる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。

学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

３　調査組織の設置

調査主体は学校の設置者（教育委員会）が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。

特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。

専門的見地から詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について時に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。

① 対象幼児児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

② 対象幼児児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する幼児児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

４　対象幼児児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象幼児児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、

調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。

事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、２段階に分けて行うことが望ましい。関係幼児児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

５　重大事態調査の進め方

アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。

『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』第８章第３節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

６　調査結果の説明・公表

調査報告書に基づく対象幼児児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った幼児児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や幼児児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

調査報告書に基づいて、県知事等に対して報告を行うことも法で求められている。 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者（教育委員会）及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象幼児児童生徒・保護者の意向、公表した場合の幼児児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

７　重大事態調査の対応における個人情報保護

改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。いじめ防止対策推進法第 28 条第２項に基づいて、対象幼児児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

８　調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえて中長期的に対象幼児児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った幼児児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。

再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者（教育委員会）の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

９　県知事等による再調査

学校の設置者（教育委員会）又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又

は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重大な事実が判明したと県知事等が判断した場合

② 事前に対象幼児児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされないと判断した場合

③ 調査組織の構成について、県知事等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象幼児児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象幼児児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

いじめ重大事態　対応フロー図

